

島根県介護施設等整備事業費補助金交付要綱 新旧対照表

改正後	改正前
島根県介護施設等整備事業費補助金交付要綱	島根県介護施設等整備事業費補助金交付要綱
第1条～第2条 [略]	第1条～第2条 [略]
(補助対象事業)	(補助対象事業)
第3条	第3条
(1) [略]	(1) [略]
(2) 介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業 介護の受け皿整備量拡大と老朽化した定員30人以上の広域型施設の修繕を同時に進めるため、都道府県計画及び市町村計画に定める介護施設等（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウス、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、介護付きホーム。いずれも、定員規模及び助成を受けているかは問わない。）を1施設創設することを条件に、アに掲げる広域型施設1施設の大規模修繕又は耐震化を行う事業を対象とする。 介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の実施順序は問わない _____。 ア～イ [略]	(2) 介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業 介護の受け皿整備量拡大と老朽化した定員30人以上の広域型施設の修繕を同時に進めるため、都道府県計画及び市町村計画に定める介護施設等（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウス、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、介護付きホーム。いずれも、定員規模及び助成を受けているかは問わない。）を1施設創設することを条件に、アに掲げる広域型施設1施設の大規模修繕又は耐震化を行う事業を対象とする。 介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の実施順序は問わないが、 <u>いずれも令和6年度中に着工することとする。</u> ア～イ [略]
(3) 災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備事業 災害レッドゾーン（都市計画法（昭和43年法律第100号）第33条第1項第8号において規定される開発行為を行うのに適当でない区域内の土地。以下同じ）に所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築を行う事業を対象とする。 なお、災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等が、災害イエローゾーンへの移転改築を行う事業については、当事業の対象としないこととする。 <u>また、当事業における土地の買収又は整地に要する費用、設備整備に</u>	(3) 災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備事業 災害レッドゾーン（都市計画法（昭和43年法律第100号）第33条第1項第8号において規定される開発行為を行うのに適当でない区域内の土地。以下同じ）に所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築を行う事業を対象とする。 なお、災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等が、災害イエローゾーンへの移転改築を行う事業については、当事業の対象としないこととする。

島根県介護施設等整備事業費補助金交付要綱 新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>係る経費は対象としないものとする。</u></p> <p>(対象施設) a～d [略]</p> <p>(4) 災害イエローブームに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築整備事業 　災害イエローブームに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築を行う事業を対象とする。 <u>なお、当事業における土地の買収又は整地に要する費用、設備整備に係る経費は対象としないものとする。</u> (ア)～(エ) [略]</p> <p>(5) 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業 ア 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修支援事業 　次に掲げる施設のユニット化改修に要する経費を支援する事業を対象とする。 <u>なお、当事業における設備整備に係る経費は対象としないものとする。</u> (ア) 小規模（定員29人以下）の特別養護老人ホーム (イ) 小規模（定員29人以下）の介護老人保健施設 (ウ) 介護医療院 イ 既存の特別養護老人ホームにおける多床室のプライバシー保護のための改修支援事業 　特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室（いずれも、定員規模は問わない。）の多床室について、居住環境の質を向上させるために、プライバシー保護のための改修を行う費用を支援する事業を対象とする。 　改修は、各床間に間仕切りや壁等を設置し、隔てられた空間についても介護を行える適当な広さが確保され、日照や採光、換気に配慮したうえで、他の入居者からの視線が遮断されることを前提とする。建</p>	<p><u>(対象施設)</u> a～d [略]</p> <p>(4) 災害イエローブームに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築整備事業 　災害イエローブームに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築を行う事業を対象とする。</p> <p>(ア)～(エ) [略]</p> <p>(5) 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業 ア 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修支援事業 　次に掲げる施設のユニット化改修に要する経費を支援する事業を対象とする。</p> <p>(ア) 小規模（定員29人以下）の特別養護老人ホーム (イ) 小規模（定員29人以下）の介護老人保健施設 (ウ) 介護医療院 イ 既存の特別養護老人ホームにおける多床室のプライバシー保護のための改修支援事業 　特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室（いずれも、定員規模は問わない。）の多床室について、居住環境の質を向上させるために、プライバシー保護のための改修を行う費用を支援する事業を対象とする。 　改修は、各床間に間仕切りや壁等を設置し、隔てられた空間についても介護を行える適当な広さが確保され、日照や採光、換気に配慮したうえで、他の入居者からの視線が遮断されることを前提とする。建</p>

島根県介護施設等整備事業費補助金交付要綱 新旧対照表

改正後	改正前
<p>具による仕切りは認めるが、家具やカーテンによる仕切りは認められない。また、天井から隙間が空いていることは認めるものとする。</p> <p>1人当たりの面積基準については、4人部屋に中廊下を設けて居室を仕切るなど様々な工夫が考えられることから、仕切られた空間についての1人当たり面積基準は設けず、多床室全体として1人当たりの面積基準を満たしていれば足りることとする。</p> <p><u>また、当事業における設備整備に係る経費は対象としないものとする。</u></p>	<p>具による仕切りは認めるが、家具やカーテンによる仕切りは認められない。また、天井から隙間が空いていることは認めるものとする。</p> <p>1人当たりの面積基準については、4人部屋に中廊下を設けて居室を仕切るなど様々な工夫が考えられることから、仕切られた空間についての1人当たり面積基準は設けず、多床室全体として1人当たりの面積基準を満たしていれば足りることとする。</p> <hr/> <hr/>
<p>第4条　〔略〕</p> <p>(交付額の算定方法)</p>	<p>第4条　〔略〕</p> <p>(交付額の算定方法)</p>
<p>第5条　〔略〕</p> <p>2 第3条の補助対象事業のうち、(1) 及び (5) の事業の助成額については、次表の第1欄に定める区分につき、第2欄に定める対象施設等が整備される場合には、当該施設等の種類ごとに、前項により算定した額に第3欄に定める加算率を乗じて得た額を交付額とする。</p> <p>ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</p>	<p>第5条　〔略〕</p> <p>2 第3条の補助対象事業のうち、(1) 及び (5) の事業の助成額については、次表の第1欄に定める区分につき、第2欄に定める対象施設等が整備される場合には、当該施設等の種類ごとに、前項により算定した額に第3欄に定める加算率を乗じて得た額を交付額とする。</p> <p>ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</p>

島根県介護施設等整備事業費補助金交付要綱 新旧対照表

改正後			改正前		
1 区分	2 対象施設の種類	3 加算額	1 区分	2 対象施設の種類	3 加算額
<u>〔削る〕</u>	<u>〔削る〕</u>	<u>〔削る〕</u>	<u>公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和 46 年法律第 70 号)第 2 条に規定する公害防止対策事業として行う場合</u>	<u>特別養護老人ホーム ケアハウス 生活支援ハウス</u>	<u>前項に定める金額に 0.10 を乗じて得た額</u>
地震防災対策特別措置法(平成 7 年法律第 111 号)第 2 条に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第 1 に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)	特別養護老人ホーム	前項に定める金額に 0.30 を乗じて得た額	地震防災対策特別措置法(平成 7 年法律第 111 号)第 2 条に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第 1 に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)	特別養護老人ホーム	前項に定める金額に 0.30 を乗じて得た額
3 [略]			3 [略]		
第 6 条～第 7 条 [略] (交付の条件) 第 8 条 補助金の交付の決定には、次に掲げる(1)から(4)の各号により定める条件を付すものとする。 (1) 県が、民間事業者が実施する介護施設等整備事業(以下「県補助対象事業」という。)に対して補助金を交付する場合には、県補助対象事業を実施する者(以下「県補助対象事業者」という。)に対して、次の条件を付すものとする。 ア～キ [略]			第 6 条～第 7 条 [略] (交付の条件) 第 8 条 補助金の交付の決定には、次に掲げる(1)から(4)の各号により定める条件を付すものとする。 (1) 県が、民間事業者が実施する介護施設等整備事業(以下「県補助対象事業」という。)に対して補助金を交付する場合には、県補助対象事業を実施する者(以下「県補助対象事業者」という。)に対して、次の条件を付すものとする。 ア～キ [略]		

島根県介護施設等整備事業費補助金交付要綱 新旧対照表

改正後	改正前
<p>ク 県補助対象事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、<u>次の（ア）又は（イ）に掲げる場合を除き、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第7号）</u>により速やかに知事に報告しなければならない。</p> <p>なお、県補助対象事業者が全国的に事業を展開する組織の一部（又は一部社、一部所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、知事に報告があった場合は、当該仕入控除額の全額又は一部を県に納付させることがある。</p> <p><u>(ア) この補助金の交付申請に当たり、この補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助金の対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかである場合であって、当該額を減額して申請している場合。</u></p> <p><u>(イ) 事業の実績報告等の際に、この補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかであり、かつ、当該額を補助金の額から減額して報告した場合。</u></p> <p>ケ～ス [略]</p> <p>(2) 県が、市町村が実施する介護施設等整備事業（以下「市町村実施事業」という。）に対して補助金を交付する場合には、市町村に対して、次の条件を付すものとする。</p> <p>ア～ク [略]</p> <p>ケ 市町村実施事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定し</p>	<p>ク 県補助対象事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、_____消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第7号）により速やかに知事に報告しなければならない。</p> <p>なお、県補助対象事業者が全国的に事業を展開する組織の一部（又は一部社、一部所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、知事に報告があった場合は、当該仕入控除額の全額又は一部を県に納付させることがある。</p> <p><u>(ア) [新設]</u></p> <p><u>(イ) [新設]</u></p> <p>ケ～ス [略]</p> <p>(2) 県が、市町村が実施する介護施設等整備事業（以下「市町村実施事業」という。）に対して補助金を交付する場合には、市町村に対して、次の条件を付すものとする。</p> <p>ア～ク [略]</p> <p>ケ 市町村実施事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定し</p>

島根県介護施設等整備事業費補助金交付要綱 新旧対照表

改正後	改正前
<p>た場合は、<u>次の（ア）又は（イ）に掲げる場合を除き、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第7号）により速やかに知事に報告しなければならない。</u></p> <p><u>(ア) この補助金の交付申請に当たり、この補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額があり、かつ、その金額が明らかである場合であって、当該額を減額して申請している場合。</u></p> <p><u>(イ) 事業の実績報告等の際に、この補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかであり、かつ、当該額を補助金の額から減額して報告した場合。</u></p> <p>コ～シ　〔略〕</p> <p>(3) 県が、市町村が民間事業者の実施する介護施設等整備事業（以下「市町村補助対象事業」という。）に対して補助する事業（以下「市町村補助事業」という。）に補助金を交付する場合には、市町村に対して、次の条件を付すものとする。</p> <p>ア～エ　〔略〕</p> <p>オ　市町村が、市町村補助対象事業に対して県からの補助金を財源の全部若しくは一部として補助金を交付する場合には、市町村は市町村補助対象事業を実施する者（以下「市町村補助対象事業者」という。）に対し次の条件を付さなければならない。</p> <p>(ア)～(ケ)　〔略〕</p> <p>(コ) 市町村補助対象事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除<u>税額</u>が確定した場合は、<u>次のa又はbに掲げる場合を除き、速やかに市町村長に報告しなければならない。</u></p> <p>なお、市町村補助対象事業者が全国的に事業を展開する組織の一部（又は一支社、一支部等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、市町村長に報告が</p>	<p>た場合は、<u>消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第7号）により速やかに知事に報告しなければならない。</u></p> <p><u>(ア)　〔新設〕</u></p> <p><u>(イ)　〔新設〕</u></p> <p>コ～シ　〔略〕</p> <p>(3) 県が、市町村が民間事業者の実施する介護施設等整備事業（以下「市町村補助対象事業」という。）に対して補助する事業（以下「市町村補助事業」という。）に補助金を交付する場合には、市町村に対して、次の条件を付すものとする。</p> <p>ア～エ　〔略〕</p> <p>オ　市町村が、市町村補助対象事業に対して県からの補助金を財源の全部若しくは一部として補助金を交付する場合には、市町村は市町村補助対象事業を実施する者（以下「市町村補助対象事業者」という。）に対し次の条件を付さなければならない。</p> <p>(ア)～(ケ)　〔略〕</p> <p>(コ) 市町村補助対象事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除<u>額</u>が確定した場合は、<u>速やかに市町村長に報告しなければならない。</u></p> <p>なお、市町村補助対象事業者が全国的に事業を展開する組織の一部（又は一支社、一支部等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、市町村長に報告が</p>

島根県介護施設等整備事業費補助金交付要綱 新旧対照表

改正後	改正前
<p>あつた場合は、当該仕入控除額の全部又は一部を市町村に納付 させることがある。</p> <p>a <u>この補助金の交付申請に当たり、この補助金に係る仕入れに 係る消費税等相当額があり、かつ、その金額が明らかである場 合であつて、当該額を減額して申請している場合。</u></p> <p>b <u>事業の実績報告等の際に、この補助金に係る仕入れに係る消 費税等相当額が明らかであり、かつ、当該額を補助金の額から 減額して報告した場合。</u></p> <p>(サ)～(ス) [略] カ～ケ [略]</p>	<p>あつた場合は、当該仕入控除額の全部又は一部を市町村に納付 させることがある。</p> <p>a <u>[新設]</u></p> <p>b <u>[新設]</u></p>
<p>(4) 災害レッドゾーンや災害イエローゾーンにおける施設等の移転改築 整備等の取扱いについては以下のとおりとする。</p> <p>ア 都市計画法（昭和43年法律第100号）の改正に伴い、令和4年<u>4</u> 月以降の事業について、災害レッドゾーンにおける介護施設等の新 規整備が規制され<u>た</u>ことを踏まえ、防災対策工事により、事業開始 時点で当該建設地が災害レッドゾーンから外れることが見込まれる 場合等を除き、原則区域での新規整備等の事業について補助の対象 としないものとする。</p> <p>イ～エ [略]</p> <p><u>(5) 第3条第1項各号の事業を活用して施設等を整備するに当たって は、10年以上継続して事業を実施できるかという点に留意すること。</u></p>	<p>(サ)～(ス) [略] カ～ケ [略]</p> <p>(4) 災害レッドゾーンや災害イエローゾーンにおける施設等の移転改築 整備等の取扱いについては以下のとおりとする。</p> <p>ア 都市計画法（昭和43年法律第100号）の改正に伴い、令和4年<u>度4</u> 月以降の事業について、災害レッドゾーンにおける介護施設等の新 規整備が規制され<u>る</u>ことを踏まえ、防災対策工事により、事業開始 時点で当該建設地が災害レッドゾーンから外れることが見込まれる 場合等を除き、原則区域での新規整備等の事業について補助の対象 としないものとする。</p> <p>イ～エ [略]</p> <p><u>(5) [新設]</u></p>
<p>第9条～第13条 [略]</p> <p>附則 [略]</p> <p><u>改正後の要綱は、令和7年12月15日から施行し、令和7年度事業より適用する。</u></p>	<p>第9条～第13条 [略]</p> <p>附則 [略]</p> <p><u>[新設]</u></p>

島根県介護施設等整備事業費補助金交付要綱 新旧対照表

改正後				改正前			
別表1 (1) 地域密着型サービス等整備助成事業				別表1 (1) 地域密着型サービス等整備助成事業			
1 区分	2 対象施設	3 補助金交付単価及び単位	4 対象経費	1 区分	2 対象施設	3 補助金交付単価及び単位	4 対象経費
県補助事業	地域密着型サービス施設等の整備		県計画に基づく事業の施設等の整備(施設の整備と一体的に整備されるものであって、島根県知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)。ただし、別の負	県補助事業	地域密着型サービス施設等の整備		県計画に基づく事業の施設等の整備(施設の整備と一体的に整備されるものであって、島根県知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)。ただし、別の負
	1 小規模（定員29人以下）の介護老人保健施設	1 施設 <u>6,920</u> 万円			1 小規模（定員29人以下）の介護老人保健施設	1 施設 <u>6,600</u> 万円	
	2 小規模（定員29人以下）の介護医療院	1 施設 <u>6,920</u> 万円			2 小規模（定員29人以下）の介護医療院	1 施設 <u>6,600</u> 万円	
	3 小規模（定員29人以下）の養護老人ホーム	<u>296</u> 万円× 整備床数			3 小規模（定員29人以下）の養護老人ホーム	<u>282</u> 万円× 整備床数	
	4 小規模なケアハウス（定員29人以下）（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	<u>553</u> 万円× 整備床数			4 小規模なケアハウス（定員29人以下）（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	<u>528</u> 万円× 整備床数	
	5 小規模（定員29人以下）の特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	<u>553</u> 万円× 整備床数			5 小規模（定員29人以下）の特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	<u>528</u> 万円× 整備床数	
	6 認知症高齢者グループホーム	1 施設 <u>4,150</u> 万円			6 認知症高齢者グループホーム	1 施設 <u>3,960</u> 万円	
	7 小規模多機能型居宅介護事業所	1 施設 <u>4,150</u> 万円			7 小規模多機能型居宅介護事業所	1 施設 <u>3,960</u> 万円	
	8 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	1 施設 <u>733</u> 万円			8 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	1 施設 <u>700</u> 万円	
	9 看護小規模多機能型居宅介護事業所	1 施設 <u>4,150</u> 万円			9 看護小規模多機能型居宅介護事業所	1 施設 <u>3,960</u> 万円	
	10 認知症対応型デイサービスセンター	1 施設 <u>1,480</u> 万円			10 認知症対応型デイサービスセンター	1 施設 <u>1,410</u> 万円	

島根県介護施設等整備事業費補助金交付要綱 新旧対照表

改正後				改正前			
	11 介護予防拠点	1 施設 <u>1,100</u> 万円	担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。		11 介護予防拠点	1 施設 <u>1,050</u> 万円	担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
	12 地域包括支援センター	1 施設 <u>148</u> 万円			12 地域包括支援センター	1 施設 <u>141</u> 万円	
	13 生活支援ハウス	1 施設 <u>4,410</u> 万円			13 生活支援ハウス	1 施設 <u>4,210</u> 万円	
	14 緊急ショートステイの整備	<u>148</u> 万円× 整備床数			14 緊急ショートステイの整備	<u>141</u> 万円× 整備床数	
	15 施設内保育施設	1 施設 <u>1,480</u> 万円			15 施設内保育施設	1 施設 <u>1,410</u> 万円	
上記の区分による	介護施設等の合築等	第3条（1）の事業対象施設等と合築・併設 合築・併設する施設それぞれ上記の補助金交付単価及び単位により算出した額に1.05を乗じた額		上記の区分による	介護施設等の合築等	第3条（1）の事業対象施設等と合築・併設 合築・併設する施設それぞれ上記の補助金交付単価及び単位により算出した額に1.05を乗じた額	
(注1) 本事業を活用して、消防法施行令上スプリンクラー設置義務のない施設を新たに整備する場合（定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業所、認知症対応型デイサービスセンター、介護予防拠点、地域包括支援センター、緊急ショートステイ、施設内保育施設を整備する場合は除く。）は、本体施設の整備と併せて、スプリンクラー設備の設置を行うことを事業実施の条件とする。 (注2) 施設数単位で助成する施設等について、新規開設時に一度助成を受けている場合であっても、増床する場合には、補助金交付単位を平均利用定員で割るなど、合理的な方法を用いて算出した額で助成することができる。				(注1) 本事業を活用して、消防法施行令上スプリンクラー設置義務のない施設を新たに整備する場合（定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業所、認知症対応型デイサービスセンター、介護予防拠点、地域包括支援センター、緊急ショートステイ、施設内保育施設を整備する場合は除く。）は、本体施設の整備と併せて、スプリンクラー設備の設置を行うことを事業実施の条件とする。 (注2) 施設数単位で助成する施設等について、新規開設時に一度助成を受けている場合であっても、増床する場合には、補助金交付単位を平均利用定員で割るなど、合理的な方法を用いて算出した額で助成することができる。			

島根県介護施設等整備事業費補助金交付要綱 新旧対照表

改正後				改正前			
(2) 介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業				(2) 介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業			
1 区分	2 対象施設	3 補助金 交付単価 及び単位	4 対象経費	1 区分	2 対象施設	3 補助金 交付単価 及び単位	4 対象経費
県補助事業	介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備		県計画に基づく介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、島根県知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	県補助事業	介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備		県計画に基づく介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、島根県知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
	1 特別養護老人ホーム	1,400千円 ×定員数		1 特別養護老人ホーム	1,330千円 ×定員数		
	2 介護老人保健施設			2 介護老人保健施設			
	3 介護医療院			3 介護医療院			
	4 養護老人ホーム			4 養護老人ホーム			
	5 軽費老人ホーム			5 軽費老人ホーム			

注1) 介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の実施順序は問わない。

注1) 介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の実施順序は問わないが、いずれも令和6年度中に着工することとする。

島根県介護施設等整備事業費補助金交付要綱 新旧対照表

改正後				改正前				
1 区分	2 対象施設	3 補助金交付 単価及び単位	4 対象経費	1 区分	2 対象施設	3 補助金交付 単価及び単位	4 対象経費	
(3) 災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備事業				(3) 災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備事業				
(4) 災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築整備事業				(4) 災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築整備事業				
県補助事業	災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備事業 災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築整備	1 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 2 介護老人保健施設 3 介護医療院 4 ケアハウス (特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	553万円× 整備床数 ※移転後床数。ただし、増員分は対象外。 1 施設6,920万円 1 施設6,920万円 553万円× 整備床数 ※移転後床数。ただし、増員分は対象外。	県計画に基づく事業の施設等の整備(施設の整備と一体的に整備されるものであって、島根県知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)。 ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適當と認められる購入費等を含む。	災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備事業 災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築整備	1 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 2 介護老人保健施設 3 介護医療院 4 ケアハウス (特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	528万円× 整備床数 ※移転後床数。ただし、増員分は対象外。 1 施設6,600万円 1 施設6,600万円 528万円× 整備床数 ※移転後床数。ただし、増員分は対象外。	県計画に基づく事業の施設等の整備(施設の整備と一体的に整備されるものであって、島根県知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。) ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適當と認められる購入費等を含む。
注 1) 施設数単位で助成する施設等について、新規開設時に一度助成を受けている場合であっても、増床する場合には、配分基礎単価を平均利用定員で割るなど、合理的な方法を用いて算出した額で助成することができる。				注 1) 施設数単位で助成する施設等について、新規開設時に一度助成を受けている場合であっても、増床する場合には、配分基礎単価を平均利用定員で割るなど、合理的な方法を用いて算出した額で助成することができる。				

島根県介護施設等整備事業費補助金交付要綱 新旧対照表

改正後				改正前			
1 区分	2 対象施設	3 補助金交付 単価及び単位	4 対象経費	1 区分	2 対象施設	3 補助金交付 単価及び単位	4 対象経費
注 2) 以下のア又はイの要件を満たす既存施設について改築を行うこと。				注 2) 以下のア又はイの要件を満たす既存施設について改築を行うこと。			
ア 昭和 56 年 5 月 31 日までに着工された施設（旧耐震基準の施設）	イ 以下の要件を全て満たすこと。	(ア)施設が建設された年度から起算した当該施設の経過期間が申請年度において 30 年を経過したもの	(イ)「老朽民間社会福祉施設の整備について」（平成 17 年 10 月 5 日付け社援発第 1005005 号厚生労働省社会・援護局長通知）の別紙 2 に定めるところにより算定して得た現存率が 70 % 以下のもの	ア 昭和 56 年 5 月 31 日までに着工された施設（旧耐震基準の施設）	イ 以下の要件を全て満たすこと。	(ア)施設が建設された年度から起算した当該施設の経過期間が申請年度において 30 年を経過したもの	(イ)「老朽民間社会福祉施設の整備について」（平成 17 年 10 月 5 日付け社援発第 1005005 号厚生労働省社会・援護局長通知）の別紙 2 に定めるところにより算定して得た現存率が 70 % 以下のもの
(5) 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業				(5) 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業			
県補助 事業	既存施設のユニット化改修		県計画に基づく既存の特別養護老人ホーム等のユニット化等の改修（施設の整備と一体的に整備されるものであって、島根県知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事	県補助 事業	既存施設のユニット化改修		県計画に基づく既存の特別養護老人ホーム等のユニット化等の改修（施設の整備と一体的に整備されるものであって、島根県知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事
	「個室→ユニット化」改修	148万円× 整備床数			「個室→ユニット化」改修	141万円× 整備床数	
	「多床室（ユニット型個室的多床室を含む。）→ユニット化」改修	296万円× 整備床数			「多床室（ユニット型個室的多床室を含む。）→ユニット化」改修	282万円× 整備床数	
	ア 小規模（定員29人以下）の特別養護老人ホームのユニット化	ア 小規模（定員29人以下）の特別養護老人ホームのユニット化			イ 小規模（定員29人以下）の介護老人保健施設のユニット化	イ 小規模（定員29人以下）の介護老人保健施設のユニット化	
	ウ 介護医療院のユニット化	ウ 介護医療院のユニット化			（※）	（※）	
	特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室（多床室）のプライバシー保護のための改修	906千円× 整備床数			特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室（多床室）のプライバシー保護のための改修	865千円× 整備床数	

島根県介護施設等整備事業費補助金交付要綱 新旧対照表

改正後	改正前
<p>施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)。</p> <p>ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適當と認められる購入費等を含む。</p>	<p>施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)。</p> <p>ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適當と認められる購入費等を含む。</p>

島根県介護施設等整備事業費補助金交付要綱 新旧対照表

改正後	改正前
(※) 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室（多床室）のプライバシー保護のための改修については3補助金交付単価及び単位数を乗じて得た額と第4欄に定める対象経費の実支出額に3/4を乗じて得た額と比較して少ない方の額を補助額とする。	(※) 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室（多床室）のプライバシー保護のための改修については3補助金交付単価及び単位数を乗じて得た額と第4欄に定める対象経費の実支出額に3/4を乗じて得た額と比較して少ない方の額を補助額とする。